

千葉県議会委員会条例

昭和三十一年八月二日
条例第二十号

改正	昭和三四年	六月一三日	条例第二一号	昭和三四年	一〇月一三日	条例第三六号
	昭和三五年	七月五日	条例第二〇号	昭和三六年	三月三十一日	条例第一一号
	昭和三八年	五月一五日	条例第二二号	昭和四〇年	七月一日	条例第二八号
	昭和四一年	四月一日	条例第一九号	昭和四二年	五月一六日	条例第一六号
	昭和四三年	三月三〇日	条例第二一号	昭和四四年	三月三十一日	条例第三〇号
	昭和四四年	七月四日	条例第三四号	昭和四五年	四月一日	条例第三一号
	昭和四六年	七月二一日	条例第四六号	昭和四九年	七月三〇日	条例第四二号
	昭和五〇年	三月二二日	条例第二三号	昭和五〇年	五月一五日	条例第二八号
	昭和五二年	七月一九日	条例第二五号	昭和六二年	三月一〇日	条例第九号
	昭和六二年	五月一五日	条例第一五号	平成元年	六月八日	条例第二二号
	平成三年	三月七日	条例第二九号	平成三年	七月二日	条例第三一号
	平成四年	三月二六日	条例第五七号	平成七年	三月一〇日	条例第三七号
	平成一一年	三月二二日	条例第二四号	平成一二年	三月二四日	条例第四〇号
	平成一四年	三月二六日	条例第四号	平成一四年	七月二日	条例第四二号
	平成一六年	三月二三日	条例第六号	平成一七年	二月二二日	条例第四五号
	平成一九年	三月二〇日	条例第三〇号	平成二〇年	三月二八日	条例第二四号
	平成二一年	七月一七日	条例第六九号	平成二三年	三月一八日	条例第二三号
	平成二四年	三月二三日	条例第四二号	平成二五年	三月一日	条例第二五号
	平成二八年	三月二五日	条例第三一号	平成三一年	三月一五日	条例第一七号

千葉県議会委員会条例（昭和三十二年千葉県条例第四十号）の全部を改正する。

- 千葉県議会委員会条例（昭和三十二年千葉県条例第四十号）の全部を改正する。
 第一条 原議会の常任委員会を置く。
 2 常任委員の一部改正〔平成二五年条例二五号〕
 （常任委員会の名称、委員の定数及び所管）
 第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。

名称	委員の定数	所管
総務防災常任委員会	十二人	総務部、防災危機管理部、出納局、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
総合企画企業常任委員会	十二人	総合企画部、人事委員会及び企業局に関する事項
健康福祉常任委員会	十二人	健康福祉部及び病院局に関する事項
環境生活警察常任委員会	十二人	環境生活部、公安委員会及び県警察に関する事項
商工労働常任委員会	十一人	商工労働部及び労働委員会に関する事項
農林水産常任委員会	十一人	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項
県土整備常任委員会	十二人	県土整備部及び収用委員会に関する事項
文教常任委員会	十二人	教育委員会に関する事項

全部改正〔平成一六年条例六号〕、一部改正〔平成一七年条例四五号・一九年三〇号・二一年六九号・二三年二三号・二四年四二号・二八年三一号・三一年一七号〕

- （常任委員の任期）
 第三条 常任委員の任期は一年とする。
 2 前項の規定による任期が満了し、新たに委員の選任がないときは、なお従前の委員がその職務を行う。
 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 （議会運営委員会等の設置等）
 第三条の二 県議会に、議会運営委員会を置く。
 2 議会運営委員の定数は、十六人とする。
 3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。
 （特別委員会の設置等）
 第四条 特別委員会は、議会の議決により付議する事件を審査するため、必要があるとき、議会の議決で設ける。
 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
 （資格審査特別委員会、懲罰特別委員会）

第五 議員が他の議員の被選挙権の有無について決定の要求書を提出したときは資格審査特別
委員会が議長懲罰特別委員会の懲罰特別委員会が、それぞれ前条第一項の規定にかかわらず設けられたものとす
る。

2 前項の特別委員会の委員の定数は、前条第二項の規定にかかわらず、十五人とする。

(委員の選任)

第六 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つ
て選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

3 第一項ただし書の規定により委員を選任したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しな
ければならない。

一部改正〔平成三年条例三一号・一九九三年三〇号・二五年二五号〕

(委員長及び副委員長)

第七 委員長及び副委員長は、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び
副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、前項の規定による互選の結果を議長に通知しなければならない。

全部改正〔昭和五〇年条例二八号〕、一部改正〔平成三年条例三一号〕

(議長及び副議長の常任委員の辞任)

第八 議長及び副議長は、常任委員を辞任することができる。

(委員の辞任)

第九 委員が辞任しようとするときは、正当な理由をつけ、委員長を経て議会の許可を得なけ
ればならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告
しなければならない。

一部改正〔平成一九年条例三〇号〕

(委員長及び副委員長の辞任)

第十 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

全部改正〔昭和五〇年条例二八号〕

(委員長の職務代理)

第十一 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行
う。

2 委員長、副委員長ともに事故があるときは、年長の委員がその職務を行う。

(委員会の招集)

第十二 委員会は、委員長がこれを招集する。ただし、委員長及び副委員長がともに欠けたと
き、委員長を互選する委員会の招集は、議長がこれを行う。

2 前項ただし書の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

3 委員定数の四分の一以上の者から委員会の招集の請求があるときは、これを招集しなければ
ならない。

全部改正〔昭和五〇年条例二八号〕

(委員長の権限)

第十三 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(定足数)

第十四 委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、

第十七 規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

一部改正〔平成二五年条例二五号〕

(表決)

第十五 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決すると
ころによる。

2 前項の場合において委員長は委員として表決に加わることができない。

(秩序保持)

第十六 委員が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）、この条例
又は千葉県議会会議規則（昭和三十五年千葉県議会規則第一号。以下「会議規則」という。）

の規定に違反し、その他委員会の秩序を乱し、又は議会の品位を傷つけたときは、委員長はこ
れを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、当日の委員会を終るまで
発言を禁止し、又は退場させることができる。

一部改正〔昭和三五年条例二〇号・平成二五年二五号〕

(除斥)

第十七 委員長及び委員は自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一
身上に関する案件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係ある案件に
ついてはその議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときはその会議
に出席し、発言することができる。

(出席要求)

第十八 委員会は、知事その他法第二百一十一条の規定による関係者の出席を求めるときは、議
長を経由してこれを行わなければならない。

(公聴会の開催)

第十九 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要
な事項を公示する。

全部改正〔平成二五年条例二五号〕

(意見を述べようとする者の申出)

第二十 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に
対する賛否を、当該委員会の委員長に申し出なければならない。

一部改正〔平成二五年条例二五号〕

(公述人の決定)

第二十 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」
という。）は、前項の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会にお
いて定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に

偏らないように公述人を選ばなければならない。
追加〔平成二五年条例二五号〕

(公述人の発言)
第二十条の三 公述人が発言しようとするときは、委員長長の許可を得なければならない。
2 前項の発言がその範囲を越え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
追加〔平成二五年条例二五号〕

(委員と公述人の質疑)
第二十条の四 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。
2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。
追加〔平成二五年条例二五号〕

(代理人又は文書による意見の陳述)
第二十条の五 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。
ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
追加〔平成二五年条例二五号〕

(参考人)
第二十条の六 委員会は、参考人の出頭を求めるときは、議長を経てこれを行わなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 参考人については、前三条の規定を準用する。
追加〔平成三年条例三一号〕、一部改正〔平成一九年条例三〇号・二五年二五号〕

(委員会の公開)
第二十一条 委員会は、これを公開する。
2 委員長は、委員会の秩序を保持するため必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。
一部改正〔平成二〇年条例二四号〕

(秘密会)
第二十二条 前条第一項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
一部改正〔平成二〇年条例二四号〕

(職員)
第二十三条 議会の職員は、議長の定めるところにより、委員長の指揮を受け委員会の事務に従事する。

(会議録)
第二十四条 委員長は、職員をして会議録を調製せしめ出席委員の氏名、会議の概要、その他必要事項を記載させ、二人以上の委員とともにこれに署名しなければならない。
2 前項の会議録は議長がこれを保管する。

(会議規則との関係)
第二十五条 この条例に定めるもののほか委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年六月十三日条例第二十一号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月三十日から適用する。

附 則 (昭和三十四年十月十三日条例第三十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年七月五日条例第二十号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月四日から適用する。

附 則 (昭和三十六年三月三十一日条例第十一号)

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年五月十五日条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年七月一日条例第二十八号)

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の前日において、衛生民生常任委員会の委員(以下「旧委員」という。)であつた者は、この条例の施行の日をもつて社会衛生常任委員会の委員(以下「新委員」という。)となるものとし、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。

附 則 (昭和四十一年四月一日条例第十九号)

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の前日において、総務常任委員会の委員(以下「旧委員」という。)であつた者は、この条例の施行の日をもつて総務企画常任委員会の委員(以下「新委員」という。)となるものとし、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。

附 則 (昭和四十二年四月十六日条例第十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年三月三十日条例第二十一号)

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年三月三十一日条例第三十号)

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年七月四日条例第三十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年四月一日条例第三十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年七月二十一日条例第四十六号)

(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日において土木常任委員会の委員(以下「旧委員」という。)であつた者は、この条例の施行の日をもつて土木都市常任委員会の委員(以下「新委員」という。)となるものとし、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。

表環境生活警察常任委員会の項所管の欄の改正規定を除く。)は同月三十日から施行する。

附則(平成二十年三月二十八日条例第二十四号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附則(平成二十一年七月十七日条例第六十九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員であつた者は、施行日をもってそれぞれ当該下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。この場合において、同表の下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、それぞれ当該上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

総合企画水道常任委員会 総合企画水道常任委員会

総務常任委員会 総務常任委員会

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

附則(平成二十三年三月十八日条例第二十三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において総務常任委員会の委員長、副委員長及び委員であつた者は、施行日をもってそれぞれ総務常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。この場合において、同表の下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、それぞれ当該上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

附則(平成二十四年三月二十三日条例第四十二号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二十五年三月一日条例第二十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成二十八年三月二十五日条例第三十一号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成三十一年三月十五日条例第十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定(同条の表商工労働企業常任委員会の項委員の定数の欄の改正規定に限る。)は、同月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員であつた者は、施行日をもってそれぞれ当該下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。この場合において、同表の下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、それぞれ当該上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

総合企画水道常任委員会 総合企画企業常任委員会

商工労働企業常任委員会 商工労働常任委員会

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の千葉県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の千葉県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。